

議案第74号、大津市市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第74号、大津市市税条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

資料の1点目は、地方税法等の改正に伴う大津市市税条例の一部改正事項であり、条項ごとの改正内容を網羅したものでございます。2点目は、大津市市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本日は、この制定についてを用いて、説明させていただきます。

今般の改正は大きく2つの内容となっております。1つ目は個人市民税関係、2つ目は固定資産税・都市計画税関係でございます。

それでは、資料の3ページをお願いします。

1個人市民税関係でございます。

(1)令和6年能登半島地震に係る雑損控除の特例措置でございます。

令和6年能登半島地震災害により住宅や家財等の資産について生じた損失の金額を令和6年度分の個人市民税の雑損控除の適用対象とすることができる特例を設けるものでございます。

このことにより、令和5年に生じた損失金額として計上することを選択できることとなります。

条例改正施行後の影響は寡少と見込んでいます。

施行日は公布の日でございます。

4ページをお願いします。

(2)定額減税に係る規定の整備でございます。

令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施するに当たり、その個人市民税の税額控除に係る規定の整備を行うものでございます。

ただし、納税者の合計所得金額が1,805万円(給与収入2,000万円)以下である場合に限られ、対象の納税者数は約16万人、金額は約16億円と見込んでおります。

条例改正施行後は、減収額全てが国費で補填されることから実質的な影響はございません。

施行日は令和6年4月1日でございます。

5ページをお願いします。

2固定資産税・都市計画税関係でございます。

(1)土地に係る負担調整措置等の継続でございます。

土地の固定資産税・都市計画税については、評価替えによる評価額の急激な上昇があった場合にも、税負担の上昇がゆるやかになるよう課税標準額を徐々に引き上げる等の負担調整措置や据置年度であつ

ても簡易な方法で評価額の下落修正ができる特例措置等が講じられてきましたが、令和6年度から令和8年度までの3年間についても、これらの措置が継続されることとなります。

施行日は、令和6年4月1日でございます。

6ページ、7ページをお願いします。

(2)課税標準の特例措置のうち地域決定型地方税制特例措置(通称わがまち特例)に係る特例割合の整備でございます。

新設された一体型滞在快適性等向上施設に係るものについて特例割合を定めるほか、太陽光発電設備に係る対象設備の変更やバイオマス発電設備に係る区分を新設するなど一定の見直しが行なわれたうえで、適用期限が延長された再生可能エネルギー発電設備に係るものについて、ゼロカーボンシティの実現に寄与するものであることから、今回の延長を契機として、従前参酌基準としていた特例割合を、法に定めるもののうち、税額が最も低くなる割合とするなどの改正を行うものがございます。対象区分が細かく設定されており、その詳細は7ページの表のとおりでございます。

なお、特定事業所内保育施設に係るものは廃止となりました。

施行日は令和6年4月1日でございます。

8ページをお願いします。

(3)税額の減額措置の延長でございます。

令和5年度末で適用期限を迎える固定資産税の減額措置について、表のとおり新築住宅に対する減額措置等が2年間延長されることとなります。

施行日は、令和6年4月1日でございます。

また、その他、項ずれ、適用期限の終了・延長等に伴います所要の規定の整備もあわせて行います。

以上、大津市市税条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明といたします。